

「京都市環境影響評価等に関する条例改正に向けた考え方」に係る  
市民意見募集の結果（概要）について

## 1 市民意見募集の概要

### （１）実施形態

京都市環境審議会（以下、「審議会」という。）が条例の改正に向けた考え方について中間とりまとめを行い、この内容について、審議会が市民等に意見募集を行った。

### （２）募集期間

平成 24 年 7 月 20 日（金）から 8 月 19 日（日）まで

### （３）募集方法

- ・各区役所・支所，エコまちステーション及び市役所庁舎案内所において「条例改正に向けた考え方」についてのリーフレットを配布
- ・環境管理課ホームページに掲載

### （４）意見提出方法 FAX，郵送又は電子メール

### （５）意見数 応募者数 30 名，意見数 96 件

## 2 意見の内容

### （１）意見の内訳

|                         |      |
|-------------------------|------|
| 総論                      | 7 件  |
| 計画段階環境配慮について            | 27 件 |
| 電子縦覧について                | 4 件  |
| 法対象事業に対する条例手続の付与について    | 10 件 |
| 対象事業の拡大について             | 24 件 |
| 工事を複数回に分けた事業への制度の適用について | 6 件  |
| その他                     | 18 件 |
| 合 計                     | 96 件 |

### （２）主な意見に対する審議会の考え方（案）

「京都市環境影響評価等に関する条例改正に向けた考え方について」に関する主な意見及び審議会の考え方（案）は、以下のとおりです。

## (主な意見)

### 総論

- 適正に改正されている。

### 計画段階環境配慮について

- 住民の意見をより早期に聴き、事業計画に反映させることに賛成である。
- 計画段階環境配慮において、配慮書案の提出後に説明会の開催を義務付けても、事業が具体化していない段階で事業者が話せる内容は極めて少ない。事業者の負担が増えるだけで、住民にもメリットがない。
- 配慮書案には、専門的な内容が含まれていないことから、説明会を開催しなくても市民は配慮書案の内容を理解できるのではないか。
- 環境影響評価審査会による審査を受ける手続が盛り込まれ、安心できる。

### 電子縦覧について

- インターネットを利用し情報を公開することで、図書が自宅でも閲覧できることになり、環境影響評価制度が一般市民にとって、より身近な存在になる。

### 法対象事業に対する条例手続の付与について

- 広域的な事業であるからこそ、該当地域の住民に対して、計画段階に、事業計画全体の概要や環境配慮内容を情報公開すべきである。
- 法対象事業者にさらに条例の手続を求めるのは負担を与えるのではないか。

### 対象事業の拡大について

- 産業廃棄物の最終処分場も、一般廃棄物と同様に第2類事業として計画段階環境配慮を求めるべきである。
- 風力発電所については、騒音や低周波音による被害が考えられることから、これらを防止するため、条例対象事業に追加することに賛成である。
- 京都市の豊かな自然や景観を保護するため、宅地の造成について規模を引き下げることが良いことである。

### 工事を複数回に分けた事業への制度の適用について

- 複数回に分けた事業を対象に盛り込もうという意欲は評価できるが、制度化の前に、事業の一体性の判断基準の考え方を明らかにするべきである。

## (審議会の考え方(案))

### 計画段階環境配慮について

○計画段階環境配慮の手続に基づき、事業者が、事業予定地の近隣住民等に早い段階から事業計画や環境配慮の内容を明らかにすることにより、事業内容が固まる前に市民等の意見を得ることができ、その結果、事業の進捗が促進されることが期待できると考えます。

一方、配慮書案の周知方法を説明会の開催に限ることは、事業者にとって過度の負担となる場合も考えられます。

これまで、「京都市計画段階環境影響評価要綱」（京都市事業のみを対象とし、計画段階環境配慮手続を義務付け）では、配慮書案に相当する「報告書案」について、「説明会その他必要な措置を採らなければならない」としています。

この趣旨を踏まえ、中間とりまとめでは「説明会の開催」としていましたが、説明会と同等の効果が見込める方法も認めるものとします。

### 法対象事業への条例手続の付与について

○法対象事業は、条例対象事業より大規模であり、京都市の自然環境や景観に与える影響が大きいと考えられることから、条例に基づく計画段階環境配慮手続の実施を求めることが必要と考えます。

### 対象事業の拡大について

○産業廃棄物の最終処分場については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により生活環境影響調査が求められていることから、直ちに条例対象とする必要はないと考えます。

### 工事を複数回に分けた事業への制度の適用について

○事業の一体性を判断する基準は、明確に規定する必要があると考えます。